

事務連絡
平成21年6月16日

法務局民事行政部首席登記官 殿
地方法務局首席登記官 殿

法務省民事局民事第二課岩崎補佐官
法務省民事局商事課杉浦補佐官

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等について

標記取扱いについては、本日付け法務省民二・民商第1440号民事第二課長及び商事課長依命通知が発出されたところですが、その取扱いに係る留意点等は、別紙のとおりですので、貴管下職員あて周知方お取り計らい願います。

なお、標記取扱い及びその留意点等については、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に連絡済みであることを申し添えます。

(別紙)

登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等

1 趣旨

この留意点等は、登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱い(以下「本取扱い」という。)の対象及び事務処理上の留意点について定めるものである。

2 対象

本取扱いの対象となるものは、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 登録免許税を納付して登記の申請をした場合であること。
登記事項証明書の交付請求その他の手数料を納付してした場合については、本取扱いの対象とならない。
- (2) 司法書士、土地家屋調査士その他の申請代理人が登記の申請をした場合であること。
すべての申請代理人がした登記の申請が対象となるものであり、司法書士及び土地家屋調査士がした登記の申請に限定しない。
- (3) 別記第1号及び第2号の様式により作成した書面又はこれらの様式に準じて作成した書面(以下「代理受領申出書面」という。)を提出して、登録免許税の還付金の代理受領の申出をする場合であること。
代理受領申出書面の提出がない場合は、本取扱いの対象とはならず、登録免許税法(以下「登免法」という。)第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。
なお、登記の申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合であっても、登録免許税の還付金の代理受領の申出には、別記第2号の様式により作成した委任状又は同号の様式に準じて作成した委任状(以下「受領委任状」という。)を提出しなければならないものとする。この

取扱いは、所轄税務署に還付通知書を送付する際に申請代理人が受領する権限を明らかにした書面の原本も送付してもらいたい旨の国税庁からの要請があるところ、登記の申請書に添付した委任状は申請代理人に返還し、又は申請書類つづり込み帳につづり込まれることとなるため、これを所轄税務署に当該書面の原本として送付することはできないことを踏まえたものである。

- (4) 登記の申請を取り下げ（一部取下げを含む。）、又は過誤納により、登録免許税の全部又は一部を還付する場合であること。

登記の申請を却下した場合は、本取扱いの対象とはならないので、登免法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお、過誤納により登録免許税の全部又は一部を還付する場合の還付金の代理受領については、あらかじめその旨を登記官に申し出た場合であって、当該申請に係る登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出したときに限り、本取扱いの対象となるものとする。当該登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出しないときには、登免法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

3 事務処理上の留意点

- (1) 代理受領申出書面の記載内容等の確認

代理受領申出書面が提出されたときは、登記の申請書及びその添付書類の内容に照らして当該代理受領申出書面の記載内容に誤り等がないかを確認するとともに、添付書類である委任状に押印されている委任者の印影と受領委任状に押印されている委任者の印影が合致するかの照合をするものとする。

なお、オンラインにより登記の申請をした場合であって、その添付情報が電磁的記録で作成されているとき、又は書面により登記の申請をした場合であって、その添付情報が不動産登記令第15条若しくは商業登記法第19条の2の規定により電磁的記録により作成され、提出されているときは、登記の申請に係る添付情報から委任者の印影を照合することができないので、代理受領申出書面のほか、委任者の印鑑の証明書（市区町村長又は登記官が作成したものであって、代理受領申出書面を提出した日の前3月以内に作成されたものに限る。）を提出させた上、当該印鑑の証明書と受領委任状に押印されている委任者の印影とを照合するものとする。この場合において、当該印鑑の証明書の原本還付の請求があったときは、これに応じて差し支えないが、その原本還付の時期は、登記官が印影の照合をした後とするものとする。

- (2) 還付通知書の作成等

(1)の確認の結果、代理受領申出書面に不備等がない場合には、不動産登記事務取扱手続準則（以下「不登準則」という。）別記第93号又は商業登記等事務取扱手続準則（以下「商登準則」という。）別記第48号の様式による還付通知書を作成し、所轄税務署に通知するとともに、不登準則第128条又は商登準則第76条の規定に従って処理をするものとする。この場合における還付通知書の記載例は、別添のとおりとするものとする。

なお、受領委任状は、あらかじめその写しを作成し、還付通知書とともにその原本を所轄税務署に送付するものとし、作成した受領委任状の写しは、別記第1号の様式により作成した書面又は同号の様式に準じて作成した書面（以下「還付通知請求・申出書」という。）とともに、登録免許税関係書類つづり込み帳（不登準則第21条第2号又は商登準則第15条第1項第10号）につづり込んで保管するものとする。

また、(1)のなお書きの場合において提出された委任者の印鑑の証明書は、その原本(原本の還付をしたときは、その謄本)を登録免許税関係書類つづり込み帳につづり込んで保管するものとする。

(3) 復代理人による代理受領

復代理人により登記の申請がされている場合は、申請人が還付金の受領を代理人に委任すること及び代理人がこれを復代理人に委任することが必要であるから、申請人及び代理人がそれぞれ作成した委任状を添付させるものとする。ただし、登記の申請の復代理人が還付金受領については申請人から直接受任しているときは、当該復代理人に、復代理人を選任した場合において代理人が還付金受領を受任しているとき(還付金の受領については復代理がされていないとき)は、当該代理人に、それぞれ還付金の受領を認めるものとする。

なお、本取扱いは、登記の申請を取り下げたものについて、再使用証明と同様に、再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられることから、申請代理人(復代理人を含む。)となった者以外の者を還付金受領の代理人とすることは、認めないものとする。

(4) 法人の代表者の印鑑証明書の添付に関する特例

受領委任状を作成した者が法人の代表者である場合において、代理受領申出書面を提出する登記所が、当該法人の代表者が印鑑を提出している登記所と同一であり、かつ、当該受領委任状に当該登記所に提出している印鑑が押印されているときは、印鑑の証明書の添付を省略しても差し支えないものとする。この場合においては、還付通知請求・申出書の備考欄にその旨を記載させるものとする。

(5) 司法書士又は土地家屋調査士が申出をする場合の還付通知請求・申出書の記載

司法書士(司法書士法人を含む。)又は土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)が申出をする場合は、司法書士法施行規則第28条第1項又は土地家屋調査士法施行規則第26条第1項の規定に従い、還付通知請求・申出書の末尾又は欄外に記名し、職印を押させるものとする。

(6) 所轄税務署からの問い合わせ

還付金の代理受領に関し、還付通知書を提出した税務署から照会があった場合には、登記所における本人確認(印鑑の照合により確認している旨)の経緯を回答するものとする。

4 本取扱いの開始時期

本取扱いは、平成21年6月22日から施行するものとし、同日以降において登記が完了していない事件のすべてを対象とするものとする。